

一般財団法人 滋賀県遺族会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 7月 1日～ 令和12年 6月30日までの 5年間

2. 内容

目標1： 令和8年7月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和7年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年 7月～ 検討会議を開催
- 令和7年 7月～ 年次有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめ等による取得促進のための取組の開始

目標2： 11時間の勤務間インターバル制度を導入する。

<対策>

- 令和7年 7月～ 就業規則の見直し、改定を開始（社会保険労務士に依頼）
- 令和7年 8月～ 職員に周知し、勤務間インターバル制度を開始